

神奈川県農業振興地域整備基本方針

平成28年3月

神奈川県

目 次

はじめに	1
第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	2
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方	2
(1) 確保すべき農用地等の面積の目標	3
(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	3
(3) 非農業的土地需要への対応	3
(4) 交換分合制度の活用	4
(5) 推進体制の確立等	4
(6) 本県の農業の特性を踏まえた施策の推進	4
2 農業上の土地利用の基本的方向	5
(1) 横浜・川崎農業地帯	5
(2) 三浦半島農業地帯	6
(3) 県央農業地帯	7
(4) 県西農業地帯	8
(5) 県北農業地帯	9
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置 及び規模に関する事項	10
第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	13
1 農業生産の基盤の整備及び開発の方向	13
2 農業地帯別の構想	14
(1) 横浜・川崎農業地帯	14
(2) 三浦半島農業地帯	14
(3) 県央農業地帯	14
(4) 県西農業地帯	15
(5) 県北農業地帯	15
3 広域整備の構想	16
(1) 用排水改良	16
(2) 農道整備	16

第4	農用地等の保全に関する事項	16
1	農用地等の保全の方向	16
(1)	農用地等の保全の必要性	16
(2)	農用地等の保全の基本的方向	17
2	農用地等の保全のための事業	18
(1)	農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための 防災施設整備等の事業	18
(2)	荒廃農地の発生の抑制・再生	18
3	農用地等の保全のための活動	18
(1)	荒廃農地の適切な保全管理の支援及び耕作放棄地を含む 意欲ある多様な農業経営を営む者への利用集積の促進	18
(2)	集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動	19
第5	農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが 適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	19
1	農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	19
(1)	農地の利用集積の推進及び農地の効率的な利用の促進	19
2	農業地帯別の構想	20
(1)	主要な営農類型	20
(2)	目標経営規模	22
(3)	農地の利用集積の推進及び農地の効率的な利用の促進並びに 農業生産組織の活動の促進	24
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	25
1	作物の高付加価値化への構想	25
2	農業地帯別の構想	26
(1)	横浜・川崎農業地帯	26
(2)	三浦半島農業地帯	27
(3)	県央農業地帯	27
(4)	県西農業地帯	29
(5)	県北農業地帯	30

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための

施設の整備に関する事項	30
1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	30
(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況	30
(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向	31
2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	31
(1) 技術・知識の研修施設、情報通信施設	31
ア 情報関連施設	31
イ 都市農村交流施設	31
ウ 農業研修教育関連施設	31
3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	31
(1) 就農準備等に必要な資金手当	31
(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得	31
(3) 新規就農者の確保のために必要な各種の情報提供体制	32
(4) 新規就農者の育成支援	32

第8 5に掲げる事項と相まって推進する

農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	32
1 農業就業者の安定的な就業の促進目標	32
(1) 工業、商業、観光、サービス産業等農業以外の 産業における農業従事者の就業の状況	32
(2) 農業従事者の就業に伴う都市等への流出防止	33
(3) 地場産業、農村資源活用による農業従事者の 就業構造改善等、農村の定住条件の整備による 専門的農家を中心とした農用地の有効利用の促進	33
2 地域における就業機会の確保のための構想	33
(1) 農畜産物加工・販売施設の整備（高付加価値）	33
(2) 地域特産品や地場産業の活用による安定的な就業の促進	33
(3) 農村地域工業等導入促進法等に基づく企業の計画的導入	33
(4) 観光面と連携した農業の推進	33

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の	
良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	・・・ 33
1 生活環境施設の整備の必要性	・・・ 33
(1) 農村部における生活環境施設の整備の状況	・・・ 33
(2) 生活環境施設の整備の基本的方向	・・・ 34
2 生活環境施設の整備の構想	・・・ 34
(1) 適正かつ効率的な施設の配置	・・・ 34
(2) 農村地域の特性を生かした施設整備	・・・ 34
(3) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進	・・・ 34

はじめに

農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、本県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に際し、その基準ないし基本となるべき事項を定めるものである。

本県は、県土総面積が 241,581 ヘクタール(平成 26 年)と国土の 0.64 %を占めるに過ぎないが、人口は 910 万人(平成 26 年)と国民の約 7 %を抱え、首都圏として産業・文化の中心地となっている。本県の農業は、このような状況にあって限られた土地資源を有効に活用し、大消費地を抱える有利な立地条件や高度な知識と技術を活用し、施設園芸、畜産などの「施設型農業」や露地野菜、果樹、稲作などの「土地利用型農業」が展開されており、県民に新鮮で安全な野菜や畜産物などを安定的に供給している。

しかし、本県農業を取り巻く環境は、都市化の進展に伴う農地の減少や営農環境の悪化、農畜産物の輸入自由化、農業者の高齢化や減少などにより大きく変化している。さらに、産業の高度化や県民の生活水準の向上に伴うエネルギー消費量の増加や地球規模での人口増加に伴う食料危機への不安が指摘されている。

こうした中で、本県農地は、多くの県民の生命を支える食料生産の場であることはもちろんのこと、適正な農業生産活動により、農作物の生長過程で行われる大気や水などの循環・浄化作用の効果、田園の風景や農作業の体験などのゆとり空間の提供、農地や農業用施設が有する生物多様性の機能、更には国土保全機能など、農家のみならず県民全体の暮らしを守るための多種多様な役割・機能（以下「多面的機能」という。）を担っている。

本基本方針は、こうした本県の実状と多様化する県民ニーズを踏まえ、農地の持つ多面的機能を持続的かつ十分に発揮することにより、神奈川らしい都市農業の持続的な発展を実現するための基礎となる農用地等の確保と有効利用を図るための基本的方向を定めるものである。

基本方針は、昭和 45 年に策定して以来、法改正に相応するかたちで、これまでに 4 回の見直しを行っている。今回の改正点は国が定める農用地等の確保等に関する基本指針の変更に伴い、10 年後における目標面積を定めた「確保すべき農用地等の面積の目標」を変更するとともに農業を取りまく情勢の変化を反映したものである。

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

県内の農地面積は、昭和45年には35,700ヘクタールであったものが高度成長期やバブル経済期に多くの農地が転用されて、平成11年は21,900ヘクタール、平成21年には20,500ヘクタール、平成26年には約19,700ヘクタールまで減少している。今後においても大型公共事業や「さがみロボット産業特区」による関連企業集積などにより農地は更に減少するものと予想される。

今後、農地の減少が見込まれる中で、消費地に近いという立地条件を活かして、安定した食料の供給を図る観点から、まとまりのある農地等、法第10条第3項各号に掲げる土地については、積極的に農用地区域として保全・確保し、農業振興施策を計画的かつ集中的に推進するものとする。

なお、小規模な団地の農地が多い本県の特徴を踏まえ、概ね5ヘクタール以上の一団の農地については、県単独事業等の施策並びに市町村や土地改良区などが行う農業生産基盤の整備等を通じて良好な生産環境を維持できる規模であるとの考えから、農用地区域として保全・確保していくことが適当である。

農用地区域内の農地面積については、長年の土地改良事業による整備や法に基づく農業振興地域制度の適切な運用により、荒廃農地を除く10,481ヘクタール(平成26年)が確保されている。今後は、高速自動車国道の整備等具体化されている開発計画(本県の独自に考慮すべき事由)によるすう勢以上の農用地区域内の農地面積の減少を加味した上で、農業振興を図るべき地域につき農業振興地域の指定と集団的に存在する農地は農用地区域への編入促進や除外の抑制等の取組、並びに荒廃農地の発生抑制・再生等の諸施策を実施することにより、平成37年における確保すべき農用地区域内の農地面積は、10,030ヘクタールを目標とする。

整備計画を策定している市町並びに整備計画の策定が予定されている町村においては上記目標を共有し、達成するための責務を負うものとする。

なお、市町村はこの基本方針に定める目標達成に向け、あらかじめ県と市町村の目標面積を調整した上で、法第13条第1項の規定に基づく整備計画の変更を遅滞なく行うものとする。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

ア 目標年及び基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は平成 37 年とし、目標設定の基準年は平成 26 年とする。

イ 目標年及び基準年における農用地区域内農地の面積

荒廃農地を除く基準年の農用地区域内農地の面積は 10,481 ヘクタールとし、目標年において確保すべき農用地区域内農地の面積は10,030ヘクタールとする。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア 農地の保全・有効利用

意欲ある多様な担い手に対する農地の利用集積、地域による農地保全のための共同活動、農業生産基盤の整備等の各種施策を通じ、荒廃農地の発生の抑制、更には既存の荒廃農地の再生を進め、農地の保全・有効利用を促進するものとする。

イ 農業生産基盤の整備

高生産・高収益の農業等の展開のため、地域の特性に応じたほ場の整備、有効利用を図るための農地の排水対策、農業用排水施設の改良及び安定的な機能発揮を図るための補修・更新及び農道等の農業生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進するものとする。

その際、農用地区域外の農地であっても当該農地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、積極的に農用地区域に編入を図りながら、農業生産基盤の整備・保全管理に努めるものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

農業振興地域は、農業の振興に関する施策を計画的に図るべき地域であるが、やむを得ず、非農業的土地利用への需要に対応するために農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合は、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を遵守し、その用途が地域の産業経済の発展あるいは住民の福祉の向上のため必要欠くべからざるものであることや、その規模が地域の産業及び人口の見通し等からみて不必要に過大なものとならないよう配慮するとともに、農業上の利用に支障が生じないことを基本とするものとする。この場合にあっては、法第 8 条第 4 項の農用地利用計画を尊重し計画的な土地利用の確保を図る観点から、概ね 5 年ごとに行う法第 12 条の 2 の基礎調査を踏まえて対応することを原則とする。

また、法第 13 条第 2 項第 5 号に規定される事項については、県や市町村の直轄又は補助並びに土地改良区が行う農業生産基盤の整備が実施された区域内の土地につ

いても同様の扱いとするよう努めるものとする。

国及び地方公共団体が農用地域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地域内における土地の農業上の利用を確保するという観点から、法第13条第2項各号に規定される農用地域の変更要件を満たすよう努めるものとする。

(4) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村の農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農用地の集団化その他農業構造の改善に資することを目的として行うものであることから、地域の土地利用の動向、関係権利者の意向を十分に把握し、有効な土地利用が図られるよう、この制度を積極的に活用するものとする。

(5) 推進体制の確立等

県は、基本方針の変更、整備計画の策定・変更協議に当たり、円滑かつ適正な運用を図るため、庁内関係部局及び関係農業団体等による検討組織を整備する。

また、市町村においては、市町村整備計画の策定・変更に当たり、地域の振興に関する計画との調和を図るなど円滑かつ適正な運用を図るため、庁内関係部局間の連絡体制を整備するとともに、関係農業団体及び集落の代表者等から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

(6) 本県の農業の特性を踏まえた施策の推進

本県の農業においては、農業従事者の高齢化や減少が進み、荒廃農地が多く見られるなど、地域農業の活力の維持が難しくなっている。一方、身近に大消費地を持つ有利性を活かし、都市農村交流を通じて付加価値を高める農業展開や多様な消費者ニーズに即応した多品目の農畜産物を生産し、本県の豊かな地域資源を最大限活用した農業の6次産業化を推進するなど、市場だけでなく直売や宅配など多様な流通システムを活用した販売が行われている。

こうしたことから、荒廃農地の再生や意欲ある多様な担い手の確保を図る新たな施策の展開として、都市住民や企業等の農業生産への参加を積極的に促して農地の有効利用を促進するとともに、土地改良事業等の導入によるきめ細かな農業生産基盤整備の推進等を通して、戦略的な農業展開を図るものとする。

2 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 横浜・川崎農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

気候は温暖であり、鉄道及び道路等の交通条件に恵まれた地帯であるため、県内において最も都市化の影響を強く受け、市街化の拡大及び産業の発展により非農業部門の土地需要が増大している。東京湾に面した東南部は京浜工業地域及び市街地であり、主に内陸部の丘陵地（火山灰土壌）において意欲ある営農活動が行われている。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は横浜市、川崎市の政令都市からなり、総面積 58,049 ヘクタールで県土の 24.0 %、人口は 517 万人強で、県人口の 56.8 %を占めている。人口は、平成 33 年の 520 万人強をピークに減少局面に入り、平成 39 年は 519 万人弱になると予想される。

地域開発計画については、横浜環状道路等の事業計画があるが、本県の販売農家の 21 %を有し、積極的な農業が営まれ、後継者も多いことから、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産の面においては、地域の立地条件を考慮し、多品目の野菜、果樹、花鉢物などの花き、植木及び畜産等を中心として、都市環境との調和を図りながら振興するものとし、その土地条件に応じた土地利用を積極的に進めて優良農地を確保する必要がある。

かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

- (ア) 鶴見川、境川、その他の水系には水田が点在するが、都市における水田の多面的機能に着目し、その保全に努めるとともに、水田の高度利用化を図るものとする。
- (イ) 地帯全体に分布する台地の土地利用は総体的には畑であり、野菜や植木などが作付けされているが、今後の土地利用の方向としては、生産性や作業性の向上を図るため、農道及びほ場の整備などの条件整備を更に進め、その利用を確保するものとする。

(2) 三浦半島農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

地帯北部の鎌倉市、逗子市、葉山町及び横須賀市北部は、鉄道及び道路等の交通条件に恵まれており、市街地に近接した丘陵地において畑作を中心とした農業が展開されている。また、地帯南部の三浦市、横須賀市南部は、最低気温が氷点下を下回ることがほとんどなく、年間を通じて温暖な気候に恵まれている。地帯北部の土壌は、洪積土壌であり、南部は、火山灰土壌である。

北部では、住宅団地等の開発の影響を受けたことで、都市的土地利用がみられるが、南部は露地野菜の主要な産地であり、首都圏への生鮮野菜の供給基地として重要な役割を果たしており、農業生産基盤整備が盛んに行われている。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は4市1町からなり、総面積 20,686 ヘクタールで県土の 8.6 %、人口は 72 万人弱で県人口の 7.9 %を占めている。人口は既に減少が始まっており、平成 39 年には約 66 万人弱になると予想される。

地域の開発については、幹線道路の建設計画等があるが、生産者の営農意欲も高いことから、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

本地帯に水田はほとんどなく、農業経営における水田への依存度はきわめて低いことから、農業生産基盤整備により主要生産品目である露地野菜の規模拡大を図るなど、畑作を中心とした土地利用を積極的に進めて優良農地を確保する。

かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

(ア) 南部の平坦部の水田は、米の生産調整などを契機に畑地化が進み、露地野菜の生産が行われていることから、更なる効率的な畑作生産を推進するものとする。

(イ) 本地帯の台地畑は、露地野菜が年間を通して作付けされており、今後は、畑として条件整備を更に進め、露地野菜産地としての農地利用を確保するものとする。

なお、北部の都市住宅地と近接した地域では、各種補助事業等により直売施設の整備等を推進するとともに、消費地に近い地域の利点を活かし、消費者ニーズに対応した多品目な野菜生産を行うことで、農地の利用を確保するものと

する。

(3) 県央農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

比較的温暖な気候に恵まれており、地帯中央部を流れる相模川や金目川沿岸の沖積平野（沖積土壌）及び地帯東部の相模原台地（火山灰土壌）及び地帯西部の丘陵地（火山灰土壌）からなっている。首都圏とを結ぶ鉄道及び道路等が発達しているが、今後更に高速道路等の建設及び「さがみロボット産業特区」による関連企業の集積を背景にして、都市的土地利用の拡大が予想される。また、丹沢大山山麓は国定公園であるため、自然の景観を保持しながら土地利用が図られている。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は、平塚市から愛川町に及び 10 市 4 町 1 村からなり、総面積 66,476 ヘクタールで県土の 27.5 %、人口は 214 万人弱で県人口の 23.5 %を占めている。平成 39 年の人口は概ね横ばいで推移することが予想される。

地域の開発は交通の要衝である地域特性から、新東名高速道路、国道 246 号バイパスなどの骨格的な道路網の整備計画がある。

鉄道においても東海道新幹線新駅ツインシティ整備計画があり、大型の公共事業計画等が集中している。

また、「さがみロボット産業特区」が地域活性化総合特区に指定されたことから、今後関連企業の集積が見込まれる。

しかしながら、本地帯は県内有数のまとまりのある農業地帯であることから、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産としては、野菜、花き、植木、果樹、茶、水稻、きのこ類、畜産等と極めて多岐にわたる生産が行われている。都市化が進行する中、優良農地を確保するため、担い手の減少、高齢化等に対応した農作業の受委託等・農地の貸借等を推進し、地域の土地条件、水利条件に応じた土地利用を積極的に進める必要がある。

かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

(ア) 本地帯の水田は、概ね 10 アール区画にほ場が整備されているが、今後は、地域環境の保全に配慮しながら再整備によるほ場の整備と暗きょ排水等の農業

生産基盤の整備により生産性・作業性の向上と水田の高度利用を図るものとする。

- (イ) 丹沢大山山麓の畑地では落葉果樹が集团的に栽培されている。今後の土地利用の方向としては、野菜、果樹、畜産等の振興を図るため、農道等の農業生産基盤の整備を更に進め、その利用を確保するものとする。
- (ウ) 丹沢大山山麓及び大磯台地には、果樹(みかん)が栽培されているが、農道、園内道等の農業生産基盤整備事業を推進し、果樹生産地としての土地利用を図るものとする。

(4) 県西農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

地帯中央部の酒匂川流域の平野部(沖積土壌)を起伏に富んだ伊豆箱根山地及び丹沢山系の山間地帯(火山灰土壌)が取り囲んでいる。比較的温暖な気候であり、鉄道及び道路交通は発達している。東名高速道路等交通網の整備と箱根・湯河原の観光資源とともに、工場用地及び観光用地としての土地需要が多い。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は山北町から南足柄市、小田原市を包含し湯河原町に至る2市8町からなり、総面積63,506ヘクタールで県土の26.3%、人口は、35万人強で県人口の3.9%を占めている。人口は既に減少が始まっており、平成39年の人口は約32万人弱と予想される。

地域の開発計画については、高速自動車道等の大型公共事業計画と酒匂川を軸とした広域交通網の整備と自然、歴史、文化を活かしたまちづくり構想等があるが、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産については、酒匂川流域の平坦部の水田地帯では、水稻をはじめ野菜、なし等の果樹等の生産が行われ、箱根丹沢山麓及び曽我丘陵の樹園地及び畑地帯ではみかんを中心とした果樹、茶、野菜、畜産等の生産が行われており、土地条件、水利条件に適した土地利用を積極的に推進して優良農地を確保する必要がある。

かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

- (ア) 酒匂川流域の平坦部の水田については、ほ場の整備による機械化に適應した

条件整備を推進し、水田の高度利用を図るものとする。

(イ) 箱根、丹沢山麓及び曽我丘陵地区の急傾斜では、茶、みかんの生産が行われているが、農道等の整備を進め、その利用を確保するものとする。

なお、飼料作物及び野菜生産が行われている台地畑においても農道等の生産基盤を整備し、その利用を確保するものとする。

(5) 県北農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

本地帯は、東京都、山梨県に接し、東部の平野部は比較的温暖な気候に恵まれている。一方で西部の中山間部は旧城山町の一部を除いたほとんどの地域が山岳に覆われており、概して寒暖の差が激しく、降水量も多い地帯である。交通は平野部の鉄道は、発達しているが、中山間部はJR中央本線のみである。幹線道路は中央自動車道、圏央道、国道16号、20号、412号、413号により地域内交通量を支えている。中山間部の森林は地域の約78%を占め、津久井湖、相模湖、城山湖、宮ヶ瀬湖と相模川など豊かな自然に恵まれた地域であり、県内の上水道の約60%分をまかなう水源地域となっている。東京都心及び横浜の中心からおよそ50～60km圏で、都会からの多くの人々が四季の自然や温泉等を求めて訪れている。農用地では、相模川から東側の台地畑（火山灰土壌）と相模川などの河川沿いは水田（沖積土壌）が点在している。山あいの傾斜地（火山灰土壌）は畑が散在しており、集団性はなく、営農条件も悪いため生産性は低い。また、農業従事者の高齢化や鳥獣被害などにより荒廃農地が増加の傾向にあるが、一方で農外からの新規参入者等、新たな担い手の増加もみられる。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は、旧相模原市、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町の1市4町が合併し政令都市として相模原市1市になった。総面積32,866ヘクタールで県土の13.6%、人口は72万人強で県人口の8%を占めている。平成39年の人口は概ね横ばいで推移することが予想される。

地域開発では首都圏を取り巻く宅地開発が着実に及んでいる。また、リニア中央新幹線や津久井広域道路等の大型公共事業等の計画や「さがみロボット産業特区」が地域活性化総合特区に指定されたことから、今後関連企業の集積が見込まれるが、地域の豊かな自然と環境を守りつつ農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図るものとする。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産としては、野菜、花き、植木、果樹、茶、水稻、畜産等と多岐にわたる生産が行われている。都市化が進行する中、優良農地を確保するため、農業生産基盤の整備や農地の面的利用集積及び農作業の受委託等・農地の貸借等を通じて農地の高度利用による土地生産性の向上を図り、地域の土地条件、水利条件に応じた土地利用を積極的に進める必要がある。

かかる観点から本地帯の農業的土地利用の推進方向は次のとおりである。

- (ア) 平野部は、都市近郊農地として環境の保全に配慮した生産基盤の整備と農地の面的利用集積を推進するとともに、東京都心、横浜の中心等都会に近く自然に恵まれた地域の特性を活かした生産や販売、都市との交流を図り、立地条件に応じた土地利用を進めるものとする。
- (イ) 中山間部は地域の特性を活かし農産物加工品等を地域特産化し、沿道直売などで販売するなど交流型農業を推進する。また、条件不利地に応じた生産・生活環境基盤の整備が図られるような土地利用を進めるものとする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
横浜・川崎 農業地帯	横浜地域 (横浜市)	横浜市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 10,593ha (農用地面積 2,512ha)	
	川崎地域 (川崎市)	川崎市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,574ha (農用地面積 188ha)	
地帯計	2地域	2市	総面積 12,167ha (農用地面積 2,700ha)	
三浦半島 農業地帯	横須賀地域 (横須賀市)	横須賀市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 3,385ha (農用地面積 671ha)	
	鎌倉地域 (鎌倉市)	鎌倉市のうち、都市計画法の市街化区域及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の歴史的風土特別保存地区を除く区域	総面積 823ha (農用地面積 76ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
三浦半島 農業地帯	三浦地域 (三浦市)	三浦市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 2,476ha (農用地面積 1,148ha)	
地帯計	3地域	3市	総面積 6,684ha (農用地面積 1,895ha)	
県央 農業地帯	平塚地域 (平塚市)	平塚市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 3,628ha (農用地面積 1,602ha)	
	藤沢地域 (藤沢市)	藤沢市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 2,248ha (農用地面積 921ha)	
	茅ヶ崎地域 (茅ヶ崎市)	茅ヶ崎市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,349ha (農用地面積 364ha)	
	秦野地域 (秦野市)	秦野市のうち、都市計画法の市街化区域及び自然公園法の特別保護地区(丹沢大山国定公園)を除く区域	総面積 7,846ha (農用地面積 1,280ha)	
	伊勢原地域 (伊勢原市)	伊勢原市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 4,298ha (農用地面積 1,197ha)	
	寒川地域 (寒川町)	寒川町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 636ha (農用地面積 246ha)	
	大磯地域 (大磯町)	大磯町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,170ha (農用地面積 312ha)	
	二宮地域 (二宮町)	二宮町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 474ha (農用地面積 157ha)	
	厚木地域 (厚木市)	厚木市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 6,211ha (農用地面積 1,226ha)	
	清川地域 (清川村)	清川村のうち、自然公園法の特別保護地区(丹沢大山国定公園)等を除く区域	総面積 6,378ha (農用地面積 63ha)	
	大和地域 (大和市)	大和市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 590ha (農用地面積 124ha)	
海老名地域 (海老名市)	海老名市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,235ha (農用地面積 481ha)		

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県 中央 農業地帯	座間地域 (座間市)	座間市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 442ha (農用地面積 187ha)	
	綾瀬地域 (綾瀬市)	綾瀬市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 791ha (農用地面積 238ha)	
	愛川地域 (愛川町)	愛川町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 2,564ha (農用地面積 333ha)	
地 帯 計	15 地域	10 市 4 町 1 村	総面積 39,860ha (農用地面積 8,730ha)	
県 西 農業地帯	南足柄地域 (南足柄市)	南足柄市のうち、都市計画法の市街化区域及び自然公園法の特別保護地区(富士箱根伊豆国立公園)を除く区域	総面積 6,978ha (農用地面積 881ha)	
	中井地域 (中井町)	中井町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,774ha (農用地面積 561ha)	
	大井地域 (大井町)	大井町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,097ha (農用地面積 393ha)	
	松田地域 (松田町)	松田町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 3,577ha (農用地面積 215ha)	
	山北地域 (山北町)	山北町のうち、都市計画法の用途地域等及び自然公園法の特別保護地区(丹沢大山国定公園)を除く区域	総面積 19,531ha (農用地面積 456ha)	
	開成地域 (開成町)	開成町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 371ha (農用地面積 164ha)	
	小田原地域 (小田原市)	小田原市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 8,455ha (農用地面積 2,316ha)	
	湯河原地域 (湯河原町)	湯河原町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,698ha (農用地面積 309ha)	
真鶴地域 (真鶴町)	真鶴町のうち、都市計画法の用途地域等を除く区域	総面積 541ha (農用地面積 107ha)		
地 帯 計	9 地域	2 市 7 町	総面積 46,022ha (農用地面積 5,401ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県北 農業地帯	相模原地域 (相模原市)	相模原市のうち、都市計画法の市街化区域等、用途地域及び自然公園法の特別保護地区(丹沢大山国定公園)を除く区域	総面積 24,702ha (農用地面積 2,062ha)	
地帯計	1地域	1市	総面積 24,702ha (農用地面積 2,062ha)	
県計	30地域	18市11町1村	総面積 129,435ha (農用地面積 20,788ha)	

- 注1. この表の指定予定地域の規模の欄に掲げる総面積は、市町村総面積から除外する区域の面積を除いたときの面積を示す。
2. この表中、農用地面積は、市街化区域及び用途地域を除いた農用地(農地と採草放牧地)の面積であり、参考までに掲げたものである。
3. 指定予定地域の規模は、平成27年現在。

添付図面：指定予定地域の範囲を示した図面(別添「農業振興地域指定予定地域図」のとおり)

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産の基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備は、良好な生態系や景観等の形成・維持の観点から環境への調和に配慮しつつ農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、産業構造の高度化にともなう農業就業人口の減少への対応、集約的かつ効率的な農業を展開する上で必要な土地利用の高度化、農業用水の管理及び作付体系の合理化、経営規模の拡大等地域農業の近代化を図る観点から進める必要がある。

このため、基本的には、地域の実情にあった農業機械の導入による生産性の向上を旨として、ほ場の整備、農業用排水施設の整備、農道の整備、農用地の集団化等を積極的に行い、あわせて農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水施設の整備等、農業生産基盤の整備を推進するものとする。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別の整備の基本的な構想は次のとおりである。

2 農業地帯別の構想

(1) 横浜・川崎農業地帯

ア 田の整備

土地改良事業等の導入により用排水の分離は進んでいるが、整備されたほ場の区画が10アールと小さいため、農作業の受委託等が進まない状況にある。今後は、機械化による一貫作業体系を目指し、ほ場の整備及び水管理の省力化等に対応した農業生産基盤整備を進めるとともに、あわせて高度利用化が可能となる農業生産基盤の整備を進める。

イ 畑の整備

基本的には、農道及びほ場の整備を進める。なお、丘陵台地の野菜等の生産団地では用水確保のためのかんがい施設の整備を進める。

(2) 三浦半島農業地帯

ア 田の整備

谷戸田については、すでに構造改善事業等の導入により整備が相当進んでいる。今後は露地野菜の生産性向上を目指すため、畑地転換が可能となる農業生産基盤の整備を進める。

イ 畑の整備

北部では、農業生産基盤の整備がほぼ完了しているため、今後は直売所等の施設整備のための事業の導入により、農業経営の安定化を目指す。

台地畑が広がる南部では、露地野菜が周年栽培されているが、さらに農作業の効率化を目指すほ場の整備や農道整備の導入、用水確保のためのかんがい施設の整備を推進するとともに、連作障害を回避するための事業導入を図る。

(3) 県央農業地帯

ア 田の整備

水管理の適正化や省力化のため用排水施設の整備を進める。排水不良の地区については、暗きょ排水の整備により水田の高度利用を進める。なお、相模川水系、金目川水系の大部分については、機械化による一貫作業体系の確立を図るため、ほ場の整備と暗きょ排水等の整備を行い団地化を進める。

イ 畑の整備

基本的には、機械化に対応した農道及びほ場の整備を主体に進めるが、野菜等の生産性向上のために、かんがい施設の整備を進める。また、自給飼料増産と畜産振興を図るため、飼料畑の整備を進める。

ウ 樹園地の整備

生産性の向上を図るとともに、都市農村交流を通じて付加価値の高い農業を展開していくため、農道の整備を主体に進め、あわせてかんがい施設の整備を進める。

(4) 県西農業地帯

ア 田の整備

水管理の適正化や省力化のため用排水施設の整備を進める。また、機械化による一貫作業体系の確立を図るためほ場の整備を推進するとともに、農道の整備を進める。

イ 畑の整備

基本的には、農道及びほ場の整備を主体に進めるが、田畑混在地区については、水田の整備と一体的に畑地の集団化整備を進めるものとする。なお、野菜等の生産性の向上のため、用水確保を図る畑地かんがい施設の整備を進める。また、自給飼料増産と畜産振興を図るため、飼料畑の整備を進める。

ウ 樹園地の整備

農道の整備と土壌浸食防止の排水路の整備を進めるとともに、傾斜地における樹園地については、用水確保のためかんがい施設の整備を進める。

(5) 県北農業地帯

ア 田の整備

相模川及びその水系の河川沿いにある水田については、水管理の適正化や省力化のため用排水施設の整備を進める。また、機械化による一貫作業体系の確立を図るためほ場の整備や支線用排水路の整備、農道等の整備、畑地転換が可能となる農業生産基盤をあわせて整備する。また、一部棚田については、棚田の持つ景観の確保・保全のため、周辺地域と調和した景観等に配慮した農道の整備と法面の崩落防止の整備を進める。

イ 畑の整備

平野部の畑は機械化に対応した農道及びほ場の整備を主体に進めるが、野菜等の生産性向上のために、かんがい施設の整備を進める。また、自給飼料増産と畜産振興を図るため、飼料畑の整備を進める。

一方、中山間部の傾斜地に点在している畑は都市農村交流による高付加価値農業を実現するため、景観等に配慮した、ほ場の整備と農道の整備及びかんがい施設等の整備を進める。また、自給飼料増産と畜産振興を図るため、飼料畑の整備

を進める。

ウ 樹園地の整備

平野部は生産性の向上を図るとともに、都市農村交流を通じて付加価値の高い農業を実現していくため、農道の整備を主体に進める。

中山間部は都市農村交流による高付加価値農業を実現するため、景観等に配慮した農道の整備とかんがい施設の整備を進める。茶畑は急傾斜地であることから、モノレール等の整備を進める。

3 広域整備の構想

(1) 用排水改良

相模川及び酒匂川流域の水田は、都市化にともなう降雨時の農業用排水路への雨水流入量の増大により水田からの排水が不良な状態にあることや、農業従事者の高齢化及び兼業化による農業用排水施設の維持管理の困難性が高まっていることに加え、農業用排水施設の老朽化が進んでいるなどの状況にあるので、農業用排水施設の改良及び安定的な機能発揮を図るための補修・更新等の整備を進める。

(2) 農道整備

県西部の樹園地地帯は、生産団地内の農道網整備等が立ち遅れている状況にあるので、選果場への集出荷、流通の改善及び都市農村交流による高付加価値農業を実現するため、農道の新設、補修及び更新等の整備を進める。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農業生産の振興を図るべき地域においては、農用地を良好な状態で維持・保全していくことが重要である。同時に、農業を持続的に発展させるためには、土地利用率の低下や荒廃農地の発生を抑制し、農用地の効率的な利用を促進していく必要がある。

また、農業は、その生産活動を通して土壌の保全、水質の浄化、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの役割を担っている。その中で、農用地は適正な農業生産活動により生ずる国土保全機能など多面的な機能を兼ね備え

ており、災害防止や災害時の避難場所としての役割からも良好な状態で保全していく。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

ア 横浜・川崎農業地帯

この地帯は、県内で最も都市化の進んだ地域であり、大消費地を身近に持つ地域の有利性を活かし、環境にやさしい農業の推進、観光農園や市民農園など都市住民と結びついた交流型農業を推進するとともに、災害時の防災空間などとしての多面的な機能などを確保するため、地域ぐるみで農用地等を継続的に保全、再生及び活用する活動（里地里山制度、多面的機能支払制度等）を積極的に活用するなどにより農用地等の保全を図る。また、農地中間管理事業等を活用した農地流動化を図ることにより農用地等の保全を図る。

イ 三浦半島農業地帯

この地帯は、三浦半島の台地に広がる畑地帯の露地野菜を中心とする「生産団地農業」を展開しており専業農家も多いが、担い手の高齢化や兼業化への対策として、農業生産基盤の整備を図るとともに、担い手の確保・育成、生産組織活動への支援や農地中間管理事業等を活用した農地流動化、地域ぐるみで農用地等を継続的に保全、再生及び活用する活動（里地里山制度、多面的機能支払制度等）を積極的に活用するなどにより、農用地等の保全を図る。

ウ 県央農業地帯

この地帯は、農業経営規模・形態が非常に多様であるため、多品目の農畜産物の生産に対応した農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の確保・育成、生産組織の育成や活動支援や農地中間管理事業等を活用した農地流動化、また、都市住民や地域住民とのふれあいや連携等による交流型農業を展開しつつ、地域ぐるみで農用地等を継続的に保全、再生及び活用する活動（里地里山制度、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等）を積極的に活用するなどにより農用地等の保全を図る。

エ 県西農業地帯

この地帯は、傾斜地のみかん経営を中心とした地域であるため、農業生産基盤の整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少が顕著であることから、担い手の確保・育成や農地中間管理事業等を活用した農地流動化により農用地の保全に努める。また、自然環境に恵まれた有利な条件を活かし、都市住民との交流により地域農業を活性化させる施策を進める。

また、都市住民や地域住民とのふれあいや連携等による交流型農業を展開しつつ、付加価値の高い農業を展開並びに地域ぐるみで農用地等を継続的に保全、再生及び活用する活動（里地里山制度、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等）を積極的に活用するなどにより、農用地等の保全を図る。

オ 県北農業地帯

この地帯の平野部は農業経営の形態が多様であるため、多品目の農畜産物の生産に対応した農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の確保・育成、生産組織の育成・活動支援、交流型農業の展開や農地中間管理事業等を活用した農地流動化などにより、農用地等の保全を図る。

中山間部においては農業生産条件が不利な地域にある中で、野菜、茶、果樹等を生産している。しかし、農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少などにより荒廃農地が多くなっているため、都市住民や地域住民との交流連携等の拠点となる施設を整備し、付加価値の高い農業や農地中間管理事業等を活用した農地流動化を展開するなどにより、農用地等の保全を図る。

また、地域ぐるみで農用地等を継続的に保全、再生及び活用する活動（里地里山制度、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等）を積極的に活用していく。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

農用地等としての機能低下を防止するため、かんがい排水施設の整備や各種防災施設の整備に関する施策を推進する。

(2) 荒廃農地の発生の抑制・再生

荒廃農地については、ほ場の整備や農道、用排水施設の整備などにより耕作条件の改善を図ることや認定農業者をはじめとする意欲ある多様な担い手等への農用地の利用集積を図ることにより、荒廃農地の発生抑制や再生とともに、効率的な利用を推進する。特に、中山間地域においては、土地条件に応じた、きめ細かな農業生産基盤の整備を進める。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の適切な保全管理の支援及び意欲ある多様な農業経営を営む者への利用集積の促進

耕作条件不利地においては農用地等の保安全管理を容易にするための農業生産基盤整備を進めるとともに地域の実状にあった荒廃農地の発生抑制及び再生を推進する。また、農業委員会や市町村等による農地の状況調査を支援し荒廃農地の実態把握に努める。

また、認定農業者等をはじめとする意欲ある多様な担い手への農用地の利用集積を農地中間管理事業等を活用して促進するとともに、地域の営農の実態等に応じた多様な生産組織の育成を図り、農作業の受委託等を推進して農用地等の保全を図る。特に集落を単位とした生産組織（集落営農）等は、農地管理の面において重要な役割を担っているため、生産組織の協業経営化・法人化等による組織経営体への発展が図られるものや、組織内のオペレーター等から個別経営体となる意欲がある者を育成するための支援を行う。

なお、都市住民を活用して農用地等の維持・管理のための耕作に支援を行うとともに、新たな担い手等が就農するための支援を行い、農用地等の保全に努める

(2) 集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動

中山間地域等直接支払制度の集落協定や地域ぐるみでの農地保全に関する共同取組に基づく荒廃農地の発生抑制などの活動とともに、農地が持つ多面的機能に関する県民理解を推進する活動を通じて農用地等の保全・有効利用を促進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 農地の利用集積の推進及び農地の効率的な利用の促進

本県農業は全県的に都市型農業であり、土地利用型農業においては、規模拡大は高地価等を反映して非常に困難となっているのが現状である。しかし、都市型農業として高い生産性をあげ、低コスト農業を実現し、今後も県民に新鮮で安全な野菜や畜産物などの安定供給を図ることは重要である。

これらの背景を踏まえて、農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用を実現するため、次のような対策を講ずることとする。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく、各種農地流動化施策を積極的に推進する。

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく、農地中間管理事業を積極的に推進する。

ウ 農用地の有効利用及び農業経営の安定を図るため、認定農業者等の意欲ある多様な担い手を育成し、その活動の定着を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営に向けて、農業経営の法人化を積極的に推進する。

また、新たに就農を希望する都市住民等や企業（NPO 法人も含む）等の農業参入を支援する。

エ 水田については、農業機械、施設の共同利用による農作業受委託等を推進し、低コスト化の実現を図り、畑・樹園地については、収益性の高い作物への転換を図り、それぞれ経営の安定を目指す。

オ 高い生産性をあげるために不可欠である地力対策については、耕種農家と畜産農家の連携により対応する。

カ 野菜、花き、畜産等においては、ICT を活用したスマート農業技術などの先端技術の導入による規模拡大や労働力節減による生産コストの低減、高品質化等により高生産性農業を展開する。

2 農業地帯別の構想

(1) 主要な営農類型

（個別経営体）

耕種	NO	農業地帯 営農類型名	横浜	三浦	県央	県西	県北
			川崎	半島			
野 菜	1	施設トマト + 露地野菜					
	2	施設キュウリ + 水稲					
	3	施設イチゴ + 水稲					
	4	軟弱野菜					
	5	露地野菜（三浦型）					
	6	露地野菜					
	7	野菜直売					

耕種	NO	農業地帯 営農類型名	横浜	三浦	県央	県西	県北
			川崎	半島			
果樹	8	落葉果樹 + 水稻					
	9	ハウスみかん + みかん					
	10	カンキツ + 落葉果樹					
花き・花木	11	温室ばら					
	12	温室カーネーション					
	13	温室鉢物					
	14	観賞樹					
	15	花壇用苗					
畜産	16	酪農（土地利用型）					
	17	酪農（都市近郊型）					
	18	肉用牛（専用種）					
	19	肉用牛（交雑種）					
	20	養豚					
	21	養鶏（直売型）					
	22	養鶏（市場出荷型）					

(組織経営体)

耕種	NO	農業地帯 営農類型名	横浜	三浦	県央	県西	県北
			川崎	半島			
	23	水稻 + 麦					
	24	茶					

(2) 目標経営規模
(個別経営体)

営農類型	経 営 規 模				
	経 営 面 績		作 付 面 積		
施設 トマト + 露地野菜	1.0ha 施設用地 0.5ha 畑 0.5ha	促成トマト 0.2ha 半促成トマト 0.2ha 抑制キュウリ 0.4ha	キャベツ 0.4ha レタス 0.3ha		
施設 キュウリ + 水 稲	1.3ha 施設用地 0.5ha 水田 0.8ha	半促成キュウリ 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha	水稲 0.4ha さといも 0.4ha		
施設 イチゴ + 水 稲	1.0ha 施設用地 0.4ha 水田 0.6ha	促成早出しイチゴ 0.2ha 促成普通イチゴ 0.1ha 半促成メロン 0.2ha	水稲 0.3ha さといも 0.3ha		
軟弱野菜	1.15ha 施設用地 0.15ha 畑 1.0 ha	施設ホレンソウ 0.3ha " コマツ 0.4ha	露地コマツ 1.5ha " ホレンソウ 0.5ha " シュンク 0.2ha		
三浦型 露地野菜	畑 1.5ha	だいこん 1.4ha 春キャベツ 0.9ha メロン 0.3ha	スイカ 0.5ha カボチャ 0.4ha		
露地野菜	畑 2.0ha	だいこん 0.8ha キャベツ 0.5ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha バレイショ 0.4ha	ニンジン 0.4ha ハウレンソウ 0.3ha かんしょ 0.3ha レタス 0.4ha ねぎ 0.2ha		
野菜直売	0.65ha 施設用地 0.15ha 畑 0.5 ha	促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha ハウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ねぎ 0.1ha	ブロッコリー 0.05ha さといも 0.1ha バレイショ 0.05ha だいこん 0.1ha キャベツ 0.1ha		
落葉果樹 + 水 稲	1.0ha 樹園地 0.7ha 水稲 0.3ha	なし 0.4ha ぶどう 0.3ha	水稲 0.3ha		

営農類型	経営規模			
	経営面積		作付面積	
ハウスみかん + みかん	樹園地	1.8ha	早生みかん 0.1ha 普通みかん 0.9ha 優良中晩柑 0.5ha ハウスみかん 0.3ha	
カンキツ + 落葉果樹	樹園地	1.5ha	早生みかん 0.3ha 普通みかん 0.4ha 優良中晩柑 0.3ha	白加賀 0.1ha 十郎・南高 0.4ha
温室ばら		0.8ha 施設用地 0.6ha 水田 0.2ha	ばら 0.33ha	
温室カーネーション		0.9ha 施設用地 0.6ha 水田 0.3ha	カーネーション 0.33ha	
温室鉢物		0.5ha 施設用地 0.3ha 水田 0.2ha	鉢物 0.13ha シクラメン プリムラ 他	
観賞樹	畑	1.7ha	苗木 0.4ha 養生樹 1.2ha 仕立 0.1ha	
花壇用苗	畑	0.5ha	パンジーなど 0.1ha 野菜苗	2回転
酪農 (土地利用型)		3.2ha 飼料畑 3.0ha 施設用地 0.2ha	経産牛 40頭 育成牛 14頭	
酪農 (都市近郊型)		1.8ha 飼料畑 1.6ha 施設用地 0.2ha	経産牛 40頭 育成牛 14頭	
肉用牛 (専用種)	施設用地	0.3ha	黒毛和種 130頭	
肉用牛 (交雑種)	施設用地	0.3ha	交雑種 150頭	

営農類型	経営規模	
	経営面積	作付面積
養豚	施設用地 0.2ha	繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭
養鶏 (直売型)	施設用地 0.1ha	成鶏 5,000羽
養鶏 (市場出荷型)	施設用地 0.3ha	成鶏 20,000羽 育成鶏 6,000羽

(組織経営体)

営農類型	経営規模	
	経営面積	作付面積
水稲 + 小麦	水田 20ha	水稲 10ha 小麦(大豆) 10ha 作業受託 6ha
茶	樹園地 10ha	茶 10ha (受託加工 10ha)

注1.(1)主要な営農類型並びに(2)目標経営規模の表は平成26年6月に改正した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を準用して示す

(3) 農地の利用集積の推進及び効率的な利用の促進並びに農業生産組織の活動の促進

ア 横浜・川崎農業地帯

先進技術等を導入した施設園芸や畜産による施設型農業及び軟弱野菜産地の振興、市民と直結した農畜産物流通販売等の付加価値の高い農業を展開する。あわせて、農業生産基盤の整備と農用地の貸し借り等による農用地の保全と有効利用を図り、個別経営の規模拡大や農業経営の法人化を推進しつつ、農用地の集約化などによる作業条件の改善を図る。

イ 三浦半島農業地帯

生産性の高い大規模露地野菜産地として、機械化による省力化技術などの新技術の活用と情報システムに支えられた高鮮度、高品質野菜生産を推進するとともに、農業生産基盤の整備の促進、農用地の貸し借り等による大規模野菜農家の育

成や農業経営の法人化の推進を図る。

ウ 県央農業地帯

先進技術を活用した野菜、花きなどの施設園芸や畜産などの施設型農業と水稲及び麦・大豆・飼料作物などの土地利用型農業が調和した複合産地の確立を図るとともに、市場流通や落葉果樹などの直売等の多様な流通形態に支えられた多彩な産地づくりを推進する。あわせて、農業生産基盤の整備による優良農地の保全、農用地の貸し借り、農作業の共同化・集団化による個別経営の規模拡大や受委託組織等の育成など、地域農業の組織化・集団化を図りつつ農業経営の法人化を推進し、優良農地の確保と農地利用率の向上を図る。

エ 県西農業地帯

平坦地では、農業生産基盤の整備による優良農地の保全、農用地の貸し借り等による個別経営の規模拡大のほか、農作業の受委託等による経営の規模拡大を図りつつ農業経営の法人化を推進し、中山間地域では、みかん、うめ、茶を中心とした複合果樹産地、自然条件を活かした都市農村交流を通じて付加価値の高い農業展開を図るとともに、生産・生活環境基盤の確立と優良農地を確保し、農業経営の法人化の推進を図る。

オ 県北農業地帯

平野部では施設型農業と土地利用型農業が調和した複合産地の確立を図るとともに、市場流通や直売等の多様な流通形態に支えられた多彩な産地づくりを推進する。あわせて、農業生産基盤の整備による優良農地の保全、農用地の貸し借り、農作業の共同化・集団化による個別経営の規模拡大や受委託組織等の育成など、地域農業の組織化・集団化を図りつつ農業経営の法人化を推進し、優良農地の確保と農地利用率の向上を図る。

中山間部では担い手による茶などの地域特産物づくり、沿道直売などの都市農村交流を通じて付加価値の高い農業展開を図り、生産・生活環境基盤の確立や荒廃農地の有効利用を図るとともに、集落等を単位とした農業経営の法人化を見据えた生産組織の育成に努め、優良農地の確保を図る。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 作物の高付加価値化の構想

本県は、都市化が進行する中であって、農業者の高い技術力と創意工夫により、

高品質・多品目な農畜産物を生産している。

このような情勢にあって、都市と共存し、かつ、安定した生鮮食料供給基地としての都市農業の振興を図るために、農用地の効率的利用を推進する近代化施設の整備を進める。あわせてマーケット・インの発想を活かした取組みや、6次産業化の推進、農産物のブランド化、大量化、市場等への安定的供給、県産農畜産物の県民へのPRなど知名度向上の取組により流通体制の確立や、販路拡大、加工販売施設の計画的な配置及びその整備を推進する必要がある。

2 農業地帯別の構想

(1) 横浜・川崎農業地帯

この地帯は、典型的な都市農業地帯であるが、まとまりのある農業専用地区を核として、野菜、花き、植木及び畜産等の振興を図る。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりである。

ア 露地野菜：本地帯では、作付規模の比較的大きいだいこん、キャベツ等の重量野菜を中心とした土地利用型経営と、作付け規模の比較的小さいホウレンソウ、コマツナ等の軟弱野菜を中心とした集約型経営が行われており、これら露地野菜の団地化を推進する。このため生産者組織による計画的な生産・出荷体制を確立して、管理作業の機械化を進め、その立地条件を活用して市場出荷のほかに、契約出荷や消費者と密着した直売等を推進する。また、営農団地化が進んでいる地域については、環境保全型農業の推進をする。

イ 花き：温室利用による花鉢物、苗物、観葉の生産が期待される。立地を活かした市場出荷及び直売等が行われているが、生産の安定と環境保全型農業に配慮する。販売面においては、生産者団体による花鉢物等の流通施設、直売施設等の整備を推進する。

ウ 植木：高地価に対応できる都市的な作目であり、苗木生産、大ものの庭木生産、盆栽等の多様な生産が行なわれているが、造園技術の習得により植木生産販売とあわせて造園も行う経営と、公共用緑化木を専門に生産する経営とに二分する方向にある。したがって、地域別、機能別にそれら経営体の生産集団化を進める。生産面においては、母樹園、増殖ほ、かん水施設、病虫害防除施設等の整備及び「優良品種の導入」、「環境保全型農業の推進」等を積極的に推進する。

エ 果樹：立地条件を活用して観光的果樹栽培を推進する。また、かん水施設、病虫害防除施設等の整備を推進する。

オ 畜産：都市環境との調和のとれた近代的施設を完備した専業畜産経営を目指すため、省力的・効率的、かつ臭気対策など周辺環境に配慮した畜舎などの整備を推進する。なお、整備にあたっては畜産物の安全性を確保する観点から、農場HACCPに基づく飼養衛生管理に配慮する。また、環境対策と資源リサイクルの観点から、各家畜に適したふん尿処理施設、未利用資源の飼料化施設、加工販売施設等の整備を進める。さらに、畜産物の安全性を確保する観点から、HACCP方式に基づく飼養生産衛生管理施設の整備を図るなど、衛生管理の高度化を推進する。

カ 施設野菜：施設経営規模の拡大を図り、生産組織の育成を推進する。また、共同育苗施設等を整備し、優良品種を導入することにより高品質、安定生産を図るとともに、栽培管理労力の軽減、環境保全型農業を推進する。

(2) 三浦半島農業地帯

北部では、野菜の多品目生産による直売を中心とする農業が行われているため、消費者ニーズに合わせた作付けを行うとともに、年間を通じた農業生産の技術体系の整備が望まれる。

一方、南部は、冬季温暖な気候を活かした大規模な露地野菜産地で、計画的な作付けを行う周年栽培が行われているが、観光みかん園など観光農業も行われ、首都圏の消費者と直結した農業の展開を図っている。こうしたことから、関連する施設の整備や連作障害対策、省力化対策の充実が望まれる。

これら南北の特色ある農業地帯に共通した重点作目としては、露地野菜等であり、今後における農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 露地野菜：南部の生産主品目は、だいこん、キャベツ、スイカ、カボチャ、メロン等であるが、トウガン等の生産も多いことから、機械化による省力化技術の推進を図る。

また、連作障害も懸念されるところであり、土壌病害虫防除やたい肥等有機質の適正施用など総合的な地力保全対策のための近代化施設の整備を推進するとともに、安定生産のための管理作業、収穫出荷情報の施設整備に努める。

出荷面においては、洗浄、包装、荷造り作業等の機械化及び集出荷施設、農産物処理加工施設、直売施設の整備を推進する。

イ 畜産：横浜・川崎農業地帯に準ずる。

(3) 県央農業地帯

この地帯の農業生産は、相模川流域の水田地域及び丹沢山麓地域に区分される。

水田については、農作業受委託等やブロックローテーションを推進して、農用地の荒廃化を防ぐ対策が望まれる。

丹沢山麓地域については、果樹、花き及び畜産の地域的集団産地化が期待されるが、それぞれの地域に応じた基幹となる作目の主産地形成を推進する。

今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりである。

ア 水 稲：水稲については、生産組織の育成強化を図り、貸し借りや農作業受委託等を中心とした農用地の面的利用集積を促進し、効率的な生産体制の実現を目指す。また、良食味品種の導入及び共同育苗施設、共同乾燥施設の整備、機械の効率利用により低コスト化を図り、安定生産技術の一貫作業体系の確立を推進する。

イ 露地野菜：さといも、キャベツ、ホウレンソウ、だいこん、ねぎ等の生産が盛んである。栽培面では、優良品種の導入、地域の未利用有機質資源のたい肥化施設の整備を図りながら、減化学肥料・減農薬等による環境保全型農業などを推進するとともに、機械化による省力化技術を推進する。出荷販売面では、比較的都市化の進んだ本地帯の立地を活かし、販売体制の強化、高品質野菜を地域ぐるみで計画生産できる組織の育成、集出荷施設、農産物処理加工施設、直売施設の整備や包装、荷造り作業等の機械化等有利販売の可能な体制整備を推進する。

ウ 施設野菜：ビニールハウス、ガラス温室等の施設によるトマト、キュウリ、イチゴを中心とした産地であるが、生産組織を整備し、集団化を推進する。生産施設としては、自動環境制御装置を備えた大型温室を導入し施設経営規模の拡大を図るとともに、集約的な農業経営を確立する。栽培面においては、優良品種の導入を図り、省力化栽培及び管理用機械により栽培管理労力を軽減し、減化学肥料・減農薬等による環境保全型農業を推進する。出荷販売面については、共同選果施設、集出荷施設の再編整備による効率化とあわせて共販体制を確立し、多様化する消費者ニーズに柔軟に対応できる体制整備と有利販売を目指す。

エ 花 き：バラ、スイートピー、カーネーション、鉢物等の温室花きが比較的集団的に生産されているが、今後は、省力化、経営規模拡大や集団化を促進する。生産施設としては、自動環境制御装置を備えた大型ガラス温室を整備し、経営規模の拡大を図る。また、オリジナル品種の導入を推進するとともに、流通面については、共同集荷施設等の整備と包装荷造り容器の改善等による生産流通コストの低減を図る。

オ 植 木：横浜・川崎農業地帯に準ずる。

カ みかん：丹沢山麓及び大磯丘陵を中心とする集団産地であるが、今後は消費者の需要に応じた高品質果実生産を推進するため、優良系統への品種の更新を図るとともに生産組織の育成を進め、省力化、低コスト化を図り、他部門との複合経営を推進する。近代化施設としては、みかん園の施設化等も含めて観光農業団地の育成を推進する。

キ 落葉果樹：藤沢、大和及び伊勢原周辺を中心として、なし、ぶどう、柿等のもぎとり、沿道直売が行なわれている。今後も都市近郊果樹産地として、果樹主業農家を育成し集団化を図るが、一方、他部門と連携を密にして観光農業団地の整備を推進する。生産面においては、栽培条件の整備を図るが、消費者のニーズ、販売形態に対応した優良品種の導入、性フェロモン剤等を活用した減農薬栽培等による環境保全型農業を推進する。

ク 畜産：横浜・川崎農業地帯に準ずるとともに、自給飼料の生産拡大を図る。

(4) 県西農業地帯

この地帯の農業生産は、酒匂川流域の水田地域と、これを取りまく曽我丘陵、丹沢山麓及び箱根山麓の畑、樹園地の地域に区分される。水田については、生産性の向上と良質米産地としての形成が望まれる。また、畑、樹園地地域については、急傾斜地におけるみかん、茶の集団産地化と、緩傾斜地における畜産、園芸部門の主産地形成が期待される。この地帯における重点作目としては、水稻、みかん、茶、畜産等があげられ、これらの今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりである。

ア 水稻：県央農業地帯に準ずる。

イ みかん：箱根山麓から曽我丘陵にかけて集団的に栽培されているが、経営規模は大きくない。このため、みかん生産の基本的方向は高品質果樹生産と省力化を基調とした生産性の高いみかん経営を主として、他の果樹も導入した果樹複合経営の確立を図る。近代化施設整備の方向としては、貯蔵庫や選果施設の整備を図るとともに、農道及び園内道の整備による管理・運搬作業の機械化、優良品種及び中晩柑類への計画的な更新を進めることにより、みかん経営の安定的発展を図る。

ウ 落葉果樹：酒匂川流域には、うめ等が栽培され、都市近郊果樹産地として果樹主業農家を育成し、集団化を図るとともに、他部門と連携を密にして観光農業団地の整備を推進する。生産面においては、栽培条件の整備を図るが、消費者のニーズ、販売形態に対応した優良品種の導入、性フェロモン剤等を活用した減農薬栽培等による環境保全型農業を推進する。

工 畜 産：横浜・川崎農業地帯に準ずるとともに、自給的飼料の生産拡大を図る。
オ 茶：酒匂川水系沿いの山間傾斜地を中心として栽培されているが、基本的方向としては、省力化・高品質化を基調とした茶主業経営の確立が必要であり、良質で生産性の高い集団産地の形成を図る。このためには、共同育苗施設、水源の確保と貯水槽の設置、資材等の運搬モノレール、自走式茶園管理機の導入、防霜ファンの設置と近代的な荒茶加工施設の整備を図る。

(5) 県北農業地帯

この地帯の農業生産は、東部の水田地域及び相模原台地の畑地域と西部の中山間地域に区分される。東部の河川沿いの水田は農作業受委託等を推進して、農用地の荒廃化を防ぐ対策が望まれる。また、台地部の畑は急激に都市化されているが、野菜、花き、植木等の園芸部門の拡大及び畜産部門の環境整備が期待される。西部の中山間部は豊かな自然・歴史・文化などの地域資源と多面的機能を有する中山間地域の特性を活かし、生産や販売、都市との交流を通して地域の活性化を図るとともに、県民の水源地域であることから環境保全を視野に入れた農業の推進が望まれる。今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 水 稲：県央農業地帯に準じる。

イ 野 菜：平野部は県央農業地帯に準ずる。中山間部は作業労力の軽減を図るとともに、水源地域としての環境保全を視野に入れ、家畜たい肥による土づくりと、地域内資源のリサイクルなど環境保全型農業を推進し、付加価値を高め、直売や観光農園による有利販売の促進を図るため、直売施設や農産物加工施設等の整備を図る。

ウ 畜 産：横浜・川崎農業地帯に準ずるとともに、自給的飼料の生産拡大を図る。また、水源地域としての環境対策を推進する。

エ 茶：県西農業地帯に準じる。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

意欲ある農業者が産地間競争の激化や市場及び消費者ニーズの変化に即した生産・出荷体制を確立するために、コンピュータを活用した生産技術や流通情報の提供

などを行う農業情報ネットワーク化を進めるなど、情報の受発信基地としての整備を図っている。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

地域農業における生産、加工・流通体制の高度化及び規模拡大の取組を通じ、地域農業の担い手となるべき農業経営体の育成・確保を図る。このため、生産から加工販売(農業の6次産業化)までの施設、農業情報のネットワークのための情報関連施設、都市と農村の交流促進を図る都市農村交流施設、新規就農者を含む農業者の農業研修教育関連施設の整備に努める。その他、女性農業者や高齢農業者の活動を支援する加工施設等の整備を促進する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 技術・知識の研修施設、情報通信施設

ア 情報関連施設

農業情報のネットワーク化や、都市との情報交換等の取組を通じ地域農業の担い手となるべき農業経営体の育成・確保を支援するために必要な施設の整備を図る。

イ 都市農村交流施設

農業生産に加え、都市と農村の交流促進、地域農産物等の販売など複合的な農業経営を推進するために必要な農林漁業体験施設、産地形成促進施設、総合交流拠点施設、女性農業者や高齢農業者の活動を支援するための加工施設等及び未利用資源を活用した特産物開発のための施設の整備を図る。

ウ 農業研修教育関連施設

意欲ある多様な担い手の育成・確保の一環として、かながわ農業アカデミーの新規就農希望者等の研修教育施設を充実する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 就農準備等に必要な資金手当

経営感覚に優れた意欲ある多様な担い手となることが期待される青年農業者やその他農業を担うべき者を確保・育成するため、農業経営基盤強化法(昭和55年5月28日法律第65号)に基づき、新規に就農しようとする青年等(青年及び中高年齢者)に対し、就農支援措置を講ずる。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

地域（集落）における話し合いを基本に人・農地プランを作成するなど、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業の積極的な活用を図り、荒廃農地の利用促進を含めた利用権の設定等による農用地の円滑な取得と経営規模拡大や農業経営の法人化を推進する。

(3) 新規就農者の確保のために必要な各種の情報提供体制

かながわ農業アカデミーが、関係機関、団体等と連携して、就農方法や就農地の状況など担い手等に各種情報を提供する体制の強化を図る。

(4) 新規就農者の育成支援

各地域の農業技術センターや畜産技術センターが農業技術習得と経営確立のための指導研修を実施する。

第 8 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

本県は、大都市を身近に持つという立地条件から雇用の機会も多く、比較的安定した農家所得が確保されている。しかしながら、本来農業の後継者となる者も他産業へ従事するところとなり、地域における農業従事者の高齢化や担い手不足の状況が発生している。

特に、県西部及び県北部の一部地域を重点として、次のような対策を講ずる。

1 農業就業者の安定的な就業の促進目標

(1) 工業、商業、観光、サービス産業等農業以外の産業における農業従事者の就業の状況

単位：人

地域名	農家人口(A)	農業就業人口(B)	他産業従事者(C)	備考
県全域	56,435	28,331	28,104	C = A - B
県西部	11,949	5,086	6,863	
県北部	2,784	1,234	1,550	

2010 センサスの販売農家の集計 農家人口はあらかじめ 14 歳以下を減じている。

(2) 農業従事者の就業に伴う都市等への流出防止

東京都心、横浜の中心等都会に近いことから人口流出は少なく、地域における地場産業と連携することにより、農業に従事しやすい環境の整備を推進する。

(3) 地場産業、農村資源活用による農業従事者の就業構造改善等、農村の定住条件の整備による専門的農家を中心とした農用地の有効利用の促進

県西部、県北部の農業地域の農家 1 戸当たり農地面積は零細である。このため、今後、本地域においては、地域農林水産物を利用した地場産業の振興により、不安定な就業状態にある兼業従事者の安定就業を促進するとともに、あわせて農道や農業集落排水など農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備による定住条件の改善を目指す。

2 地域における就業機会の確保のための構想

(1) 農畜産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

国庫補助事業等の導入により、6 次産業化への取組を促進するため、地域の農畜産物加工・販売に係る施設の整備を図る。

(2) 地域特産品や地場産業の活用による安定的な就業の促進

かながわブランドなど、地域特産品となっている農林水産加工品等の高付加価値化を推進し、販売促進や利用促進により安定的な農業経営を図る。

(3) 農村地域工業等導入促進法等に基づく企業の計画的導入

就業機会の確保を目指す地域においては、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）等の活用により、地元における安定的な就業機会の確保を図る。

(4) 観光面と連携した農業の推進

箱根・湯河原・山北・藤野等の温泉や箱根・丹沢・津久井等の湖という地域の観光資源を有効に活用し、直売所の開設等を図りながら、地域特産物の生産を通じた地域農業の活性化を図る。

第 9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

(1) 農村部における生活環境施設の整備の状況

農業地域では、兼業化や混住・高齢化等が急速に進み、職業や生活意識が多様化

する中で、無秩序な開発、粗放的な農地利用、農業用排水の汚濁等が進行している。
このような状況の中、生活環境の面で都市部に比べて立ち遅れがみられる。

(2) 生活環境施設の整備の基本的方向

農業地域は、食料等の供給機能と公益的機能を有しているため、地域住民の積極的な参加を得ながら、集会施設、農村広場等の生活環境施設の整備を進め、農業従事者等の福祉の向上、健康増進等農業地域の生活環境の改善を図るものとする。

2 生活環境施設の整備の構想

(1) 適正かつ効率的な施設の配置

農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民の参加と、地域社会づくりに対する参加意識の醸成に努めつつ、適正かつ効率的な生活環境施設を整備する。

(2) 農村地域の特性を生かした施設整備

施設整備にあたっては、農業生産環境との関連に留意するとともに、地域の特性を踏まえ、他の類似施設との機能分担を明確にして整備を促進する。

(3) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進

農村公園等の整備にあたっては、地域住民の自主的な活動により、施設の維持や運営が適正に行われるよう配慮する。

神奈川県管内図

1:250,000

農業振興地域指定地域図

